

研究開発法人の目標・評価指針の検討について

平成26年2月3日
評価専門調査会

1. 背景および目的

我が国の成長戦略上重要な役割を果たすべき研究開発型の独立行政法人（以下、研究開発法人）については、従来より、独立行政法人通則法の制度に基づき、目標の設定や業績評価が実施されている。

主として定型的な業務を効率的、効果的に実施することを主眼とした他の独立行政法人と同様のルールに基づいて目標設定や評価が行われ、固定的な目標に対する過去の活動の達成度評価に終始している、あるいは研究成果が将来どのような成果に結びつくのかといった将来を見越した評価となっておらず、研究成果の最大化につながっていないといった課題点が指摘されている。

研究開発法人に関して、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性といった研究開発業務の特性を踏まえ、研究成果の最大化といった目的を実現するために適切な目標設定および評価の実施と、そのためのルールづくりが求められている。

また、特に、厳しい国際競争の中、科学技術イノベーションの基盤となる世界最高水準の成果を生み出す創造的業務を担う法人について、適切なマネジメントによる研究成果の最大化が求められている。

こうした状況を踏まえ、去る平成25年12月24日に閣議決定された「独立行政法人等に関する基本的な方針」において、研究開発法人の研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が研究開発の持つ特性や国際的な水準等を踏まえた指針を策定することとされた。

このため、評価専門調査会において、世界最高水準の研究成果が期待される法人に係るものも含め、研究開発法人の目標・評価指針の策定に向けた検討を進める。

2. 検討内容・検討項目

- ① 研究開発法人の目標設定および評価に関する現状と課題
- ② 研究開発法人の目標設定と評価のあり方
- ③ 目標・評価指針案のとりまとめ

3. 検討の進め方

総合科学技術会議の評価専門調査会において、研究開発法人部会（仮称）を設置し、評価指針原案の作成に向けた検討を進め、評価専門調査会で評価指針案をとりまとめる。

部会の構成については、評価専門調査会長が、評価専門調査会の議員・専門委員数名並びに外部の専門家・有識者数名を委員として選定する。

4. 検討スケジュール

平成26年6月頃を目途に、評価専門調査会において指針案のとりまとめを行う。

平成26年2月3日

評価専門調査会

- 検討の進め方および部会設置
- 意見交換

平成26年2月～5月

研究開発法人部会（3～4回程度開催）

- 研究開発法人における研究開発評価の現状と課題
- 研究開発法人の目標設定および評価についての方向性
- 目標・評価指針（素案）とりまとめ

平成26年6月

評価専門調査会

- 目標・評価指針案とりまとめ

**総合科学技術・イノベーション会議 評価専門調査会
研究開発法人部会委員**

- | | |
|-----------|---|
| 久間 和生 | 総合科学技術・イノベーション会議議員 |
| 原山 優子 | 総合科学技術・イノベーション会議議員 |
| 橋本 和仁 | 総合科学技術・イノベーション会議議員 |
| 天野 玲子 | 鹿島建設株式会社 知的財産部専任役
(評価専門調査会) |
| 石田 東生 | 筑波大学システム情報系社会工学域教授
(評価専門調査会) |
| 座長 門永 宗之助 | Intrinsics代表
(評価専門調査会) |
| 福井 次矢 | 聖路加国際病院長、京都大学名誉教授
(評価専門調査会) |
| 伊地知 寛博 | 成城大学社会イノベーション学部教授 |
| 岡本 義朗 | 新日本有限責任監査法人エグゼクティブディレクター
/EY総合研究所主席研究員 |
| 栗原 和枝 | 東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授
東北大学多元物質科学研究所ナノ界面化学研究分野教授 |
| 角南 篤 | 政策研究大学院大学教授 |
| 野間口 有 | 三菱電機株式会社相談役 |
| 広崎 膨太郎 | 日本電気株式会社特別顧問 |
| 室伏 きみ子 | お茶の水女子大学
ヒューマンウェルフェアサイエンス研究教育寄附研究部門教授
(敬称略) |

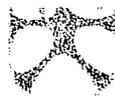
国立研究開発法人の目標・評価指針について

これまでの検討状況

- 第1回研究開発法人部会（3月20日）
 - ① 研究開発法人部会における検討の進め方について
 - ② 研究開発法人の目標設定と評価における論点
- 第2回研究開発法人部会（4月21日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について
- 第3回研究開発法人部会（5月21日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について
- 第4回研究開発法人部会（6月18日）
研究開発法人の目標・評価指針の検討について
- 第5回研究開発法人部会（6月30日）
目標・評価指針（原案）のとりまとめ

今後の検討スケジュール

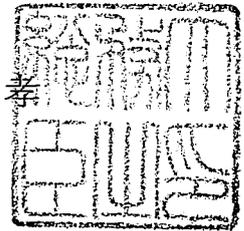
- 第3回総合科学技術・イノベーション会議
（7月中旬開催予定）
目標・評価指針（案）の決定



総管査第 218 号
平成 26 年 6 月 24 日

総合科学技術・イノベーション会議議長
安倍晋三 殿

総務大臣
新藤 義孝



内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 26 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、次の事項について、理由を添えて諮問します。

諮問第 2 号「研究開発の事務及び事業に関する事項に係る評価等の指針の案の作成について」

理由

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）の規定に基づき独立行政法人の評価等の指針を策定するにあたり、同指針に研究開発の事務及び事業に関する事項に係る指針の案を適切に反映させる必要があるため。